

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢	3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
	保育の必要性	あり	なし	あり	なし
住民税課税状況	—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	① 保育所（認可施設）、認定こども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の対象外
	② 幼稚園・認定こども園（教育利用）	無償		—	—
	③ 幼稚園（新制度未移行）	25,700円/月まで無償		—	—
	②・③の預かり保育料	11,300円/月まで無償*	無償化の対象外	—	—
	④ 認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計 37,000円/月まで無償		合計 42,000円/月まで無償	無償化の対象外

※満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円/月まで無償。（住民税非課税世帯）

●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、無償化されます（保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償）。

2 給付認定について

無償化給付を受けるには、給付認定が必要です。すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、

現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園（現1号認定）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。**詳しくは、市区町村の担当課までお問い合わせください。

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園（教育利用）
現2号	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

※表中の現〇号、新〇号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育 ●認可外保育施設など
新3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯（満3歳児クラス）		

3 新制度における「保育の必要性」の事由



「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

【保育の必要性の事由】

- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における就業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市区町村が認める場合